

○日高村ふるさとづくり基金条例

平成元年3月17日条例第14号

**改正**

平成14年3月20日条例第11号

平成19年3月22日条例第3号

平成21年3月13日条例第7号

平成23年3月11日条例第3号

平成26年3月17日条例第3号

平成28年3月10日条例第8号

日高村ふるさとづくり基金条例

(目的)

**第1条** 日高村の多様な歴史、伝統、文化、産業等を活かし、独創的・個性的な地域づくりを推進するとともに、エコサイクルセンター建設に伴う日高村振興策（以下「振興策」という。）を実施し、地域の活性化をめざした村の振興を図るため、日高村ふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 毎年度積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第3条** 基金に属する金額は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、第1条の目的を達成するため行う、次の各号に掲げる事業の経費の財源に充てることができる。

- (1) 人材の育成のための事業
- (2) 伝統文化の継承のための事業
- (3) 地域間交流のための事業
- (4) 地場産業の育成のための事業
- (5) 振興策の事業
- (6) 地域活性化のための事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な事業で村長が別に定める

もの

2 前項各号の事業の経費に充当したものを除き、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、第4条第1項各号の経費の財源に充てるとき、処分することができる。ただし、高知県から振興策の財源として交付されこの基金に積み立てる額及びその運用から生ずる収益は、同項第5号の経費の財源とする。

(委任)

**第7条** この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成14年3月20日条例第11号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月22日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年3月13日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成23年3月11日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年3月17日条例第3号)

この条例は、公布の日より施行する。

**附 則** (平成28年3月10日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。